平成２６年（フ）第１００号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目228番地４　ハイムビレッジ戸ケ崎202
債務者　金野　浩司
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
埼玉県東松山市幸町３番12号　ロサパレス101、旧住所埼玉県東松山市大字下唐子1621番地26
債務者　八代　英雄
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５４号
千葉県習志野市泉町３丁目１番２―806号
債務者　間々田佑子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５８号
千葉市花見川区花見川８番11棟504号
債務者　滝沢　　都（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６１号
千葉県船橋市海神５丁目18番11号　海神荘
債務者　木元　三郎
1　決定年月日時　平成26年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６６号
千葉県八千代市高津850番地　高津団地５街区１棟401号
債務者　中山よし子
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４１号
神奈川県小田原市蓮正寺30番地の１　プラザ藤豊502号
債務者　陶山　博太
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４５号
神奈川県足柄上郡松田町神山25番地３、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区和田２丁目18番26―203号
債務者　山口　一俊
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９号
静岡県熱海市網代627番地の970　ヴィラ南熱海723
債務者　臼井　正明
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５４号
静岡県沼津市黒瀬町45番地、住民票上の住所静岡県三島市長伏674番地の97　大竹方
債務者　松田ちゑ子
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１５号
三重県松阪市下村町1044番地８　サンパティークＡ棟205号室
債務者　郷田　英二
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第９０４号
京都府八幡市男山香呂４番地―Ａ48―206、前住所大阪府枚方市招提大谷３丁目25番11号
債務者　松井　崇博
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４３号
京都府宇治市大久保町平盛31番地の１　府営西大久保団地41棟106号
債務者　馬淵　光雄
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７５号
京都市西京区樫原井戸18番地の14
債務者　岩井　宏道
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
京都府京田辺市三山木山崎33番地
債務者　中川　英幸
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１４９号
京都市右京区花園鷹司町１番地　花園団地18号棟503号室
債務者　村田　信二
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１６９号
京都府相楽郡精華町大字下狛小字車付７番地77
債務者　山本　正晴
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11―３棟804号
債務者　伊波あずさ
1　決定年月日時　平成26年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係